

改正案	現行
<p>1 入札方式 (略)</p> <p>2 入札の参加手続き及び入札方法 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 入札方法 入札の方法は郵便による入札とし、その他の方法による入札は受付けない。 また、入札回数は、入札案件1件につき1回とする。<u>ただし、事前に発注情報により再度入札の案件であることを示している場合は、この限りではない。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤入札の中止等 次のいずれかに該当するときは、入札を延期又は中止する。なお、入札参加者が要した費用は、参加者の負担とする。</p> <p>ア. <u>談合等、不正行為の事実があるとき又は恐れのあるとき</u> イ. <u>公告又は設計図書・仕様書等に重大な誤りがあるとき</u> ウ. <u>天災その他やむを得ない理由があるとき</u></p> <p>⑥入札を無効とする場合 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ. <u>開札立会人が開札日の前日までに立会辞退届を提出することなく、開札の立会いを行わなかった場合</u></p>	<p>1 入札方式 (略)</p> <p>2 入札の参加手続き及び入札方法 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 入札方法 入札の方法は郵便による入札とし、その他の方法による入札は受付けない。 また、入札回数は、入札案件1件につき1回とする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤入札を無効とする場合 次に掲げるアからテの事項の一に該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効の入札は当該入札の参加実績とはならない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ. <u>開札立会人に選定されたにもかかわらず、正当な理由なく、立会いできない場合</u></p>

カ～テ (略)

⑦入札者を「失格」とする場合

予定価格を超えた金額又は最低制限価格を設定した場合に、最低制限価格未満の金額で入札をした場合。ただし、前記⑥のス.に示された金額の場合は、失格ではなく、無効となる。

⑧工事費内訳書

別紙 (工事費内訳書の取扱いについて)

3 開札の実施要領

(1) 開札の立会い

開札立会人 (以下「立会人」という。) は、入札者の中から1件の入札毎に3人を選定する。立会人の選定は、「入札参加申請書」の到着順に通し番号を付し、各入札の入札者数に応じ下表のとおり決定する。ただし、予定価格を決定するためのくじ引きを行わない入札案件について入札者が3人未満の場合は、入札者のみの立会いとする。

立会人選定通知は、入札書到着期限の翌日に、入札参加資格者名簿に登録されているFAXへ送付する。

立会人は、開札日の前日までに届出れば、立会人を辞退することができる。

立会人は、入札者本人又は委任を受けた者とする。ただし、委任を受けた者が立会う場合は、開札立会人委任状 (市のホームページに掲載) を提出すること。

なお、予定価格を決定するためのくじ引きにおいて、入札者が3人未満の場合は、入札事務に関係のない市の職員が代理として立会う。また、立会人の公表後、入札辞退等により立会人が不足する場合も、入札事務に関係のない市の職員が代理として立会う。

カ～テ (略)

⑥入札者を「失格」とする場合

予定価格を超えた金額又は最低制限価格を設定した場合に、最低制限価格未満の金額で入札をした場合。ただし、前記⑤のス.に示された金額の場合は、失格ではなく、無効となる。

⑦工事費内訳書

別紙 (工事費内訳書の取扱いについて)

3 開札の実施要領

(1) 開札の立会い

開札立会人 (以下「立会人」という。) は、入札者の中から1件の入札毎に3人を選定する。立会人の選定は、「入札参加申請書」の到着順に通し番号を付し、各入札の入札者数に応じ決定する。ただし、予定価格を決定するためのくじ引きを行わない入札案件について入札者が3人未満の場合は、入札者のみの立会いとする。

立会人は、入札者本人又は委任を受けた者とする。ただし、委任を受けた者が立会う場合は、開札立会人委任状 (市のホームページに掲載) を提出すること。

なお、予定価格を決定するためのくじ引きにおいて、入札者が3人未満の場合は、入札事務に関係のない市の職員が代理として立会う。また、立会人の公表後、入札辞退等により立会人が不足する場合も、入札事務に関係のない市の職員が代理として立会う。

(2) ~ (4)

(略)

(5) 最低制限価格の設定

建設工事、測量・設計業務委託においては、別紙（最低制限価格の運用について）に基づき最低制限価格を設ける。

なお、「物品取扱等」及び「解体工事」については、最低制限価格を設定しない。また、物件売却に係るものは最低制限価格の運用外として取扱う。

ただし、業務委託のうち、建築物清掃、屋外清掃、警備及び施設運営・管理については、名張市変動型最低制限価格制度実施要領に基づき変動型最低制限価格を設ける。

(6) ~ (9)

(略)

(10) 入札の辞退

入札参加希望者又は入札者が入札を辞退する場合は、「入札発注情報」に記載する開札時間までに「入札参加辞退届出書」を契約管財室に持参して届出るものとする。ただし、開札日の2日前までに契約管財室に届く場合は、郵送での届出も認めるものとする。開札後の辞退は契約の締結を辞退するものとし、「入札における不誠実な行為」として資格停止措置の対象として取扱う。

ただし、落札候補者が工事費内訳書の審査の結果等で、無効となった場合の次順位の落札候補者は、正当な理由があれば落札候補者であることを辞退することができる。

4 「条件付き一般競争入札」の入札参加条件及び契約手続き

(1)

(略)

(2)

①~②

(略)

<土木一式工事>・・・次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たしていること。

(1) 公告日以前10年間の公共工事で、発注案件と同種(同工種)の建設工事に

(2) ~ (4)

(略)

(5) 最低制限価格の設定

建設工事、測量・設計業務委託においては、別紙（最低制限価格の運用について）に基づき最低制限価格を設ける。

なお、「物品取扱等」及び「解体工事」については、最低制限価格を設定しない。また、物件売却に係るものは最低制限価格の運用外として取扱う。

(6) ~ (9)

(略)

(10) 入札の辞退

入札参加希望者又は入札者が入札を辞退する場合は、「入札発注情報」に記載する開札時間までに「入札参加辞退届出書」を契約管財室に持参して届出るものとする。ただし、開札日の2日前までに契約管財室に届く場合は、郵送での届出も認めるものとする。開札後の辞退は契約の締結を辞退するものとし、「入札における不誠実な行為」として資格停止措置の対象として取扱う。

4 「条件付き一般競争入札」の入札参加条件及び契約手続き

(1)

(略)

(2)

①~②

(略)

<土木一式工事>・・・次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たしていること。

(1) 公告日以前10年間の公共工事で、発注案件と同種(同工種)の建設工事に

ついて、当該発注案件の設計金額に 70%を乗じて得た金額以上の元請完成工事实績があること。

- (2) 当該発注案件と同種の建設工事について、直近の経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の完成工事高（平均）が当該発注案件の設計金額と同額以上であること。

ただし、設計金額が1,000万円未満（税込）の発注案件については、本実績を問わない。なお、令和3年4月1日以降に公告する発注案件からは、設計金額が500万円未満（税込）の発注案件について、本実績を問わないこととする。

発注案件の規模（税込設計金額）	入札参加対象事業者
1億5,000万円未満	市内本店業者
1億5,000万円以上3億円未満	市内本店業者 準市内業者（経審900点以上）
3億円以上10億円未満	市内本店業者（ランク1）と経審1,200点以上の業者との共同企業体
10億円以上	発注案件（規模）によりその都度基準を設定する。

※表中の「経審」とは、建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」をいう。

※工事の内容により、特殊な施工内容を伴うもの、又は特に高度な技術を要する案件については、その都度別に基準を設定する。

<建築一式工事>・・・次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たしていること。

- (1) 公告日以前10年間の公共工事で、発注案件と同種（同工種）の建設工事について、当該発注案件の設計金額に70%を乗じて得た金額以上の元請完成工事实績があること。
- (2) 当該発注案件と同種の建設工事について、直近の経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の完成工事高（平均）が当該発注案件の設計金額と同額以上であること。

ついて、当該発注案件の設計金額に70%を乗じて得た金額以上の元請完成工事实績があること。

- (2) 当該発注案件と同種の建設工事について、直近の経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の完成工事高（平均）が当該発注案件の設計金額と同額以上であること。

ただし、設計金額が1,000万円未満（税込）の発注案件については、本実績を問わない。

発注案件の規模（税込設計金額）	入札参加対象事業者
1億5,000万円未満	市内本店業者
1億5,000万円以上3億円未満	市内本店業者 準市内業者（経審900点以上）
3億円以上10億円未満	市内本店業者（ランク1）と経審1,200点以上の業者との共同企業体
10億円以上	発注案件（規模）によりその都度基準を設定する。

※表中の「経審」とは、建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」をいう。

※工事の内容により、特殊な施工内容を伴うもの、又は特に高度な技術を要する案件については、その都度別に基準を設定する。

<建築一式工事>・・・次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たしていること。

- (1) 公告日以前10年間の公共工事で、発注案件と同種（同工種）の建設工事について、当該発注案件の設計金額に70%を乗じて得た金額以上の元請完成工事实績があること。
- (2) 当該発注案件と同種の建設工事について、直近の経営事項審査結果（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の完成工事高（平均）が当該発注案件の設計金額と同額以上であること。

ただし、設計金額が1,000万円未満（税込）の発注案件については、本実績を問わない。なお、令和3年4月1日以降に公告する発注案件からは、設計金額が500万円未満（税込）の発注案件について、本実績を問わないこととする。

発注案件の規模（税込設計金額）	入札参加対象事業者
2億5,000万円未満	市内本店業者
2億5,000万円以上5億円未満	市内本店業者 準市内業者（経審900点以上）
5億円以上10億円未満	市内本店業者（ランク1）と経審1,200点以上の業者との共同企業体
10億円以上	発注案件（規模）によりその都度基準を設定する。

※表中の「経審」とは、建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」をいう。

※工事の内容により、特殊な施工内容を伴うもの、又は特に高度な技術を要する案件については、その都度別に基準を設定する。

<ほ装工事>～<物品取扱い>
(略)

(3) 格付及び発注基準

入札参加資格者名簿において、土木一式工事、建築一式工事を登録している市内本店業者について格付けを行う。格付け基準及び発注基準は、次のとおりとする。

①格付

ランク1・・・総合点(※)が、750点以上の者

ランク2・・・総合点(※)が、600点以上750点未満の者

ランク3・・・総合点(※)が、600点未満の者

ただし、申請により総合点(※)にかかわらずランクを1つ下げることが可能

ただし、設計金額が1,000万円未満（税込）の発注案件については、本実績を問わない。

発注案件の規模（税込設計金額）	入札参加対象事業者
2億5,000万円未満	市内本店業者
2億5,000万円以上5億円未満	市内本店業者 準市内業者（経審900点以上）
5億円以上10億円未満	市内本店業者（ランク1）と経審1,200点以上の業者との共同企業体
10億円以上	発注案件（規模）によりその都度基準を設定する。

※表中の「経審」とは、建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」をいう。

※工事の内容により、特殊な施工内容を伴うもの、又は特に高度な技術を要する案件については、その都度別に基準を設定する。

<ほ装工事>～<物品取扱い>
(略)

(3) 格付及び発注基準

入札参加資格者名簿において、土木一式工事、建築一式工事を登録している市内本店業者について格付けを行う。格付け基準及び発注基準は、次のとおりとする。

①格付

ランク1・・・総合点(※)が、750点以上の者

ランク2・・・総合点(※)が、600点以上750点未満の者

ランク3・・・総合点(※)が、600点未満の者

とする。(ランクを2つ下げることはいできない。)

※総合点は、経営事項審査総合評定値+技術等評価点+地域・社会貢献評価点
とし、基準は別に定める

(略)

※総合点は、経営事項審査総合評定値+技術等評価点+地域・社会貢献評価点
とし、基準は別に定める

(略)